鎌ケ谷市　事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	所管課	主要施策対象	うち多額の経費対象	①事務事業の概要 ②課題（目的に対する現状など）	25年度決算額［千円］	26年度決算額［千円］	総合評価	①評価の理由 ②平成27年度に取組む改革・改善内容	27年度予算額［千円］
1	一般	2	3	1	221良好な住宅の整備	住居表示事務に要する経費	市民課			①建物等新築届及び住居番号の変更等の届出に基づき、住居表示を付番し、住居表示台帳図を作成、閲覧に供する。 ②正確な事務処理を行い、利用者の利便を図る。	111	163	6精査・検証	①法律に基づき行う事務であることから、より正確な事務を精査・検証する必要がある。 ②これまでの事務水準は維持しつつ、事務処理の正確性と迅速性を向上させる。	116
2	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○		①建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談。 ②検査済証交付率の向上と相隣間トラブルの対応。	1,620	1,634	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口業務の対応方法など検討が必要なため。 ②建基法に基づく申請に対する図面の審査及び現場検査等を確実に行い、工事完了検査の実施率を目標以上とする。	5,659
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課	○		①他課から依頼を受けて行う営繕業務。 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	240	194	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②今年度も施設改修の依頼事業が多く、またその他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前の協議調整を行うとともに現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	217
4	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○		①市営住宅の施設等の適切な維持管理及び適切な入居者管理。 ②入居者の多くが申込資格の所得制限の中でも所得の低い層であり滞納発生の際にはきめ細やかな対応が必要。また、入居者の高齢化等が進み、また住宅セーフティネットの位置付けであるがゆえ新規入居者についても福祉的な色合いが濃く良好なコミュニティバランスとは言い難い状況となっており、今までの管理手法では支障が出始めている。	12,346	11,318	5改善	①国は公営住宅を住宅セーフティネットとして位置付けしており、徴収方法の見直しも含め改善の検討を継続する必要がある。 ②引き続き家賃納入について管理システムを利用した口座振替への誘導を頻繁に行うとともに、滞納者については職員が直接きめ細やかな指導をする等徴収率のさらなる向上を目指す。	13,855
5	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅長寿命化事業	建築住宅課	○	○	①市営住宅の耐久性の向上、躯体の経年劣化の軽減等を図り、市営住宅の長寿命化を図る。 ②入居しながらの工事となるため施工に困難を伴う。	3,377	4,045	6精査・検証	①平成25年度に長寿命化計画を策定、今後計画に基づき対応をしていくため。 ②市営住宅長寿命化計画に基づき事業を実施し、必要があれば計画の見直しを行う。	9,000